

家賃11,000円、大学から徒歩8分！

# 県立大学生向け県営住宅入居者募集

町内会活動に参加して、地域の方々と交流してみませんか？



## 太閤山県営住宅60号棟

- 住所：射水市中太閤山12-2
- 富山県立大学から徒歩8分
- 対象住戸 4階：404、406、407、408号室  
3階：305号室
- 約44㎡/戸 3K、風呂・トイレ有 S49年建築
- 各住戸毎に駐車場1台分完備
- 各住戸の居室（4.5帖）にエアコン1台完備

## 家賃月額 11,000円

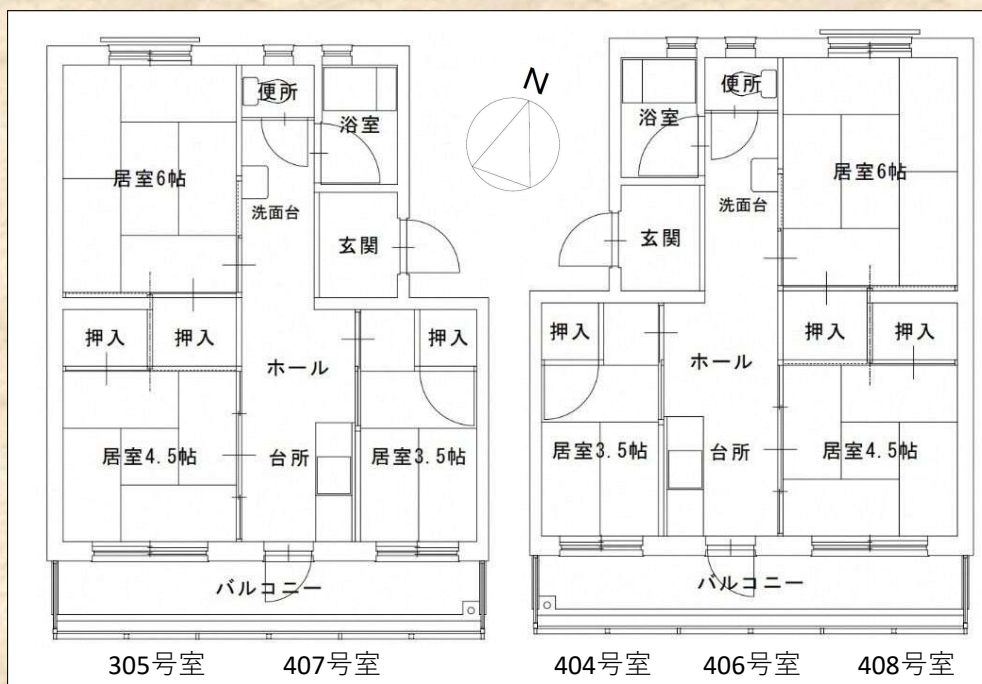
（駐車場代含む。敷金礼金無し。）

※ 別途、町内会費・共益費併せて約2,000円（2か月に1度）が必要です。  
また、町内会費・共益費の金額は変動する場合があります。  
※ 退去時には、使用中に破損した部分については修繕費をいただきます。

## 入居条件

入居者（各住戸に1名）は、次の①から④を満たすこと。

- ① 太閤山県営住宅団地の自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加すること。（定期清掃、催し（納涼祭等）等）
- ② 富山県立大学に在籍している学生であること。
- ③ 連帯保証人及び緊急連絡先があること。
- ④ 入居者が暴力団ではないこと。



内観イメージ

問い合わせ先：富山県 土木部 建築住宅課 住宅係 富山市新総曲輪1-7

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL:076-444-3358 FAX:076-444-4423

# 富山県立大学生向け県営住宅入居者募集案内

## 募集する県営住宅

太閤山県営住宅 60号棟 305号室、404号室、406号室、407号室、408号室

## 申込み受付場所

光陽興産株式会社 〒930-0887  
県営住宅管理センター 富山市五福8区3548-14 TEL (076) 471-5500

## 申込み受付期間

令和4年1月4日(火)から随時受け付けております。  
※入居は、申込み順となります。  
※定員に達した後に申込みされた方には、その旨ご連絡させていただきます。

## 申込み受付時間

光陽興産株式会社  
県営住宅管理センター 8:30~18:00(土曜・日曜・祝日は休み)

## 入居資格

単身のみ入居とし、次の内容を全て満たす必要があります。

- ① 富山県立大学に在籍している学生であること。
- ② 太閤山県営住宅団地の町内会に加入し、町内会活動に参加すること。  
※3カ月に一度、町内会活動等参加報告書により活動状況を報告いただきます。
- ③ 連帯保証人及び緊急連絡先があること。
- ④ 暴力団員でないこと。 ※警察に暴力団関係者でないことを確認します。

なお、入居中に上記に該当しなくなった時点で、退去する必要があります。

## 申込方法

次の書類を受付窓口に提出してください。(郵送可)

- ① 富山県行政財産使用許可申請書(※1)
- ② 学生証の写し
- ③ 県営住宅入居申込書
- ④ 申込者の住民票
- ⑤ 県営住宅入居請書(※2)
- ⑥ 連帯保証人の印鑑証明書(発行後3カ月以内のもの)
- ⑦ 連帯保証人に係る市町村長発行の所得証明書(前年の所得証明書がとれない期間にあつては、前々年の所得証明書)(家賃債務保証業者のうち知事が適当と認める者と家賃に関する保証委託契約を締結した者にあつては、当該契約書の写し)
- ⑧ 町内会活動へ参加することへの同意書
- ⑨ 保護者の同意書(入居希望者が未成年である場合のみ)

※1「富山県行政財産使用許可申請書」内の使用希望期間は3月31日を超えない期間としてください。年度を超えて入居を希望される場合は、2月末までに更新手続きの書類の提出が必要となります。(次のページの「更新・途中退去手続」欄を参照)

※2「県営住宅入居請書」内の極限額・近傍同種家賃の額については、県担当者にお問い合わせください。

### <注意事項>

- ・空室がある場合でも、書類受理後から鍵渡しまで約1~1.5カ月要することがあります。
- ・原則、事前に部屋の中をお見せすることはしていませんが、窓口で内観写真をご覧くださいことは可能です。
- ・入居の前には入居者説明会にご参加いただきます。その際に鍵をお渡しいたします。

様式は、県ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00007289/kj00007289-007-01.html>

## 申請書・連帯保証人

### 1 請書

請書には、連帯保証人1人の印鑑証明書及び所得証明書が必要です。  
(入居者の印鑑証明は不要です。)

### 2 連帯保証人

連帯保証人は、①・②の要件をそれぞれ満たさなければなりません。

- ① 原則県内在住の親族とし、日本の国籍を有する方
- ② 申込者と独立した生計を営み、かつ確実に使用料を支払える収入がある方

連帯保証人が保証する極度額(保証の上限額)は、入居の申込みをした県営住宅の近傍同種家賃の12箇月分に15万円を加えた金額となります。(近傍同種家賃の額につきましては、県担当者にお問い合わせください。)

## 使用料・敷金等

- 1 **使用料**（家賃にあたる額）  
11,000円（ひと月）  
※使用料の納付は、県発行の納入通知書により行います。  
（銀行・信用金庫・JA等での振込となります。コンビニ・郵便局等は不可）  
※その他、町内会費・共益費併せて約2,000円（2カ月に一度）を町内会に直接お支払いいただく必要がございます。なお、当該金額は変動する場合があります。
- 2 **敷金** なし
- 3 **共益費**  
公営住宅では、他の入居者と共同で使用するものについて次に掲げるような共益費がかかります。共益費は、住環境の維持管理に必要なものですので、必ず収めてください（富山県営住宅条例第21条）。なお、共益費の金額、支払方法、支払日等は町内会のルールに従って納めてください。
  - ・電気料金（外灯、階段灯、集会室の電灯、テレビの受信ブースター、給水施設の基本料・使用料）
  - ・電気器具の消耗品（電球、蛍光灯、グローランプ、コード笠、スイッチソケット、ヒューズ等の修理又は取替え費用）
  - ・水道料金（屋外散水栓、集会室等の水道施設の基本料金、使用料）
  - ・排水設備の維持費（屋内外汚水排水管や側溝の清掃・消毒等に要する費用）
  - ・ガス料金（集会室のガス使用料、ガス栓の修理又は交換費用）
  - ・低樹木の整備、雑草の管理、害虫駆除等の消毒費用
  - ・団地内の除雪費用
  - ・その他（団地敷地内に不法投棄された粗大ゴミ、放置車両等の撤去費用）
- 4 **退去修繕**  
退去される際、損耗が確認された場合には、畳の表替え、障子と襖の貼り替えを入居者の負担で修繕していただくほか、入居者が設置した設備の撤去費用及び入居者の無理な使用や不注意によって施設等を破損した場合にかかる修繕費用も入居者の負担となります。（富山県営住宅条例第20条）  
※修繕費用は、年度毎の修繕単価、入居する部屋の大きさや畳・障子・襖の枚数によって金額は異なります。  
※通常の清掃（ゴミの撤去、掃き掃除、拭き掃除、水回り、窓サッシ、台所回りの汚れの除去等）が行われていない場合、清掃費用を請求することがあります。

## 更新・途中退去手続

- 1 **更新手続き**  
1年を超えて入居される場合には、1年を超えない期間ごとに、次の書類を光陽興産(株)まで提出し、更新手続きをしてください。なお、更新期限の1カ月前までに書類の提出をお願いします。（様式は県ホームページに掲載）
  - ① 富山県行政財産使用許可申請書
  - ② 学生証の写し
- 2 **途中退去手続き**  
更新期限前に途中で退去される場合は、「富山県行政財産使用許可一部変更申請書」により使用期間の変更申請をしてください（様式は県ホームページに掲載）。なお、退去の1カ月前までに書類の提出をお願いします。

## 町内会活動等への参加

- 1 **活動項目**  
下記の町内会活動等に参加していただきます。
  - (1) 定期清掃（月1回）
  - (2) 防災訓練（年1回）
  - (3) 避難訓練（年1回）
  - (4) 除雪活動（必要に応じて）
  - (5) 行事のうち、1つ以上（運営サポート）  
（行事の例）
    - ・納涼祭（7月下旬）
    - ・もちつき大会（12月上旬）
    - ・左義長（1月中旬）
    - ・これら以外で住民と交流できる行事
- 2 **活動参加の報告**  
町内会活動等の参加状況につきまして、3カ月に一度「町内会活動等参加報告書」により報告してください。（様式は県ホームページに掲載）  
提出方法は、持参、郵送又は報告書をスキャンしたデータをメールで送付いただいても構いません。  
〈提出先〉：富山県土木部建築住宅課住宅係あて  
（持参・郵送の場合） 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
（メールの場合） akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jp

**1 ペット**

県営住宅では、犬、猫、鳩などのペットの飼育（餌付けを含む。）は、他の入居者の迷惑になりますので禁止しています。一時的に預かることも禁止です。このため、鳴き声・臭い等により、近隣住民から苦情があった場合は、事実を確認した上で、住宅の使用許可を取り消す場合があります。また、糞尿等により住戸内の汚損が激しい場合は、併せて損害賠償請求を行う場合があります。

ただし、身体障害者が盲導犬等の利用を希望するときは申し出てください。

**2 除草・除雪・清掃**

県営住宅では、団地内の除草（低木の整備を含む。）や除雪、清掃については、入居者の皆さんで協力して実施して下さい。

**3 自治会・町内会**

秩序ある住みよい団地をつくり、気持ちよく生活していただくために、入居者の皆さんの自治組織として自治会又は町内会が存在します。入居者は共同生活を営む一員であることを自覚し、役員の方に全ての責任を押し付けるのではなく、お互いに協力して共同生活を行ってください。

**4 駐車場**

駐車区画の割り振りは、各団地の自治会等で行っております。駐車場の使用を希望する場合は、各団地の役員の方に申し出てください。また、駐車枠は原則1住戸につき1台です。駐車区画以外（来客者用枠）での駐車は一切禁止しています。

※駐車場のルールが守られない場合は、駐車枠の使用を禁止します。

**5 外部網戸の設置**

各住戸の網戸の設置及び撤去は自己負担となっています。網戸が必要な場合は各自で設置して下さい。

**6 トイレの蓋、温水便座等**

県営住宅のトイレには、原則フタは設置されていません。蓋付便座や温水便座等を希望される場合は、各自で設置して下さい。

**7 インターネット**

インターネットを利用される場合はご自身で各事業者に申込を行ってください。

**8 エアコン**

4.5帖の居室以外はエアコンが設置されていません。エアコンを設置する場合はご自身で業者を手配し設置していただく必要があります。

**9 照明器具**

居室等の照明器具は設置されておりませんので、各自で設置してください。

**10 電気・ガス・水道**

電気・ガス及び水道の使用のお申し込みは、ご自身で各事業者に連絡し、お申し込みください。

**11 共同住宅でのマナー**

共同住宅で生活していく上で次に掲げるような最低限のマナーを守って下さい。

**・ ゴミ処理のルールを守る**

ごみ処理は各市や団地のルール（ゴミを出す曜日、ゴミの分別方法等）を守り、お互いに良い住環境の保全に努めて下さい。

**・ 騒音を出さない**

通常的生活音はある程度聞こえることがありますが、早朝や夜遅くに洗濯機や掃除機を使用することは控えて下さい。また、大声を出して騒いだり、オーディオ機器の音量を必要以上に大きくしたりすると近所迷惑になりますのでお互いに慎んで下さい。

**・ 悪臭を出さない**

部屋の中にゴミを溜め込むと不衛生だけでなく悪臭や害虫が発生する原因となり、近隣住民の迷惑となりますので、住戸内にゴミを溜めないで下さい。

**・ 駐車場使用のルールを守る**

団地内の通路等駐車区画以外での駐車や、来客者用駐車枠への駐車は本来の使用目的（ゴミ収集車の作業、救急車や消防車等の緊急車両の活動、来客者の訪問等）の妨げとなりますので、指定された区画以外には駐車しないで下さい。

**・ 自治会（町内会）のルールを守る**

団地を良好な環境に維持していくには入居者全員の協力が必須です。団地の活動には協力・参加を心がけて下さい。

**・ 県が実施する営繕工事に協力する**

県では、入居者の方が気持ちよく暮らせるよう、建物の維持管理のために県営住宅の営繕（外壁・防水・上下水配管、電気幹線）工事や補修工事を行っています。工事の内容によっては住戸内に立ち入らなければならないものもあります。

また、工事車両等を効率よく配置し、短期間で工事を終わらせるためには、普段入居者が利用されている駐車枠の移動を一時的にお願いすることがあります。ご協力が得られない場合は、工事を完了させることができませんので、必ずご協力をお願いします。